

滋賀県市町村職員研修センター職員の再任用に関する条例

〔平成 14 年 4 月 1 日滋賀県市町村職員研修センター条例第 12 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条の 4 第 1 項、同条第 2 項および第 3 項(法第 28 条の 5 第 2 項および第 28 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)ならびに地方公務員法等の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 107 号)付則第 6 条の規定に基づき、職員の再任用(法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項または第 28 条の 6 第 1 項もしくは第 2 項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずるもの)

第 2 条 法第 28 条の 4 第 1 項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者または法第 28 条の 3 の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 25 年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者(前号に掲げる者を除く。)

(任期の更新)

第 3 条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第 4 条 再任用を行う場合および再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前でなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の末日に関する特例)

2 次の表の左欄に掲げる期間における第 4 条の規定の適用については、同条中「65 年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 13 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで	61 年
-------------------------------------	------

平成 16 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで	62 年
平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで	63 年
平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで	64 年